



報道発表資料の配付日時 10月20日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p style="text-align: center;">【ポイント】</p> <p>「第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、計画の推進に向けて、国等の関係機関・団体や有識者で構成する懇談会を開催し、広くご意見を伺うことにより、犯罪被害者等支援施策の効果的な推進等を図るものです。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日時： 令和4年10月28日(金) 14:00～15:30</li> <li>・ 場所： かでる2.7 5階 510会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目)</li> <li>・ 道の出席者： 暮らし安全局長出席予定</li> </ul> <p>【議事】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本計画に基づく施策の実施状況について</li> <li>(2) 犯罪被害者支援条例の必要性について</li> <li>(3) その他</li> </ol>		
参考	<p>懇談会は公開で行います。 (傍聴は10月25日(火)までに申込みをお願いいたします)</p> <p>[申込先] 電話 011-231-4111 (内線24-178) FAX 011-232-4820</p>		
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>環境生活部暮らし安全局道民生活課 (担当者：課長補佐 讃岐 雅嗣)</p> <p>電話 011-204-5211 (ダイヤルイン) 24-152 (内線)</p>		

## 北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会開催要領

### 1 目的

「第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画（R3.4）」を効果的・効率的に推進するため、国等の関係機関・団体や有識者で構成する北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催し、広く意見を求めることにより、毎年度、計画に位置付けた施策の実施状況をとりとまとめ、必要に応じて改善等を図るもの。

### 2 議題

懇談会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 北海道犯罪被害者等支援基本計画の施策の実施状況等について
- (2) 計画の推進について
- (3) その他、犯罪被害者等支援に関する事項

### 3 構成

懇談会の構成は、別紙のとおりとする。

### 4 運営

- (1) 懇談会は、必要に応じて環境生活部長が招集し、主催する。
- (2) 必要に応じて懇談会に座長を置き、環境生活部長が指名する。
- (3) 環境生活部長が特に必要と認めるときは、構成員以外の者に懇談会の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### 5 その他

- (1) 懇談会の事務局は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。
- (2) 懇談会は公開で開催する。
- (3) この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が定める。

附則 この要領は、令和4年8月10日から施行する。

区 分	団 体 名 等
被害者相談	(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室
被害者相談	北海道臨床心理士会
法曹・被害者相談	北海道弁護士会連合会 犯罪被害者支援委員会
被害者団体	北海道交通事故被害者の会
医 療	(一社)北海道医師会
学識経験者	犯罪被害者等支援施策に精通した大学教授等
行 政	北海道市長会
行 政	北海道町村会
行政／相談	札幌高等検察庁犯罪被害者等支援対策室
行政／相談	北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

# 北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会 傍聴要領

## 第1 目的

この要領は、「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」(以下、「懇談会」という。)の傍聴に係る必要事項を定め、傍聴人による懇談会の傍聴を円滑に行うことを目的とします。

## 第2 傍聴する場合の手続き

- (1) 懇談会の傍聴を希望される方は、事前に電話かFAXでお申込みいただくか、当日、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、座長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 会場の都合上、傍聴人は定員になり次第受付を終了します。

## 第3 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴人は、懇談会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 懇談会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 懇談会において、食事及び喫煙などはできません。
- (3) ビラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの着衣などの行為はできません。
- (4) 写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、座長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用してください。
- (6) その他、懇談会の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

## 第4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴人は、事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴人が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。